

北広島町農業委員会第28回総会議事録

事務局 (第28回北広島町農業委員会総会開会宣言)

会長 (開会あいさつ)

事務局 (事務局報告)

議案第1号 農地法第3条の規定に基づく許可申請の承認について

会長 番号1番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

18番 譲渡人は県外に在住されており、いままで農地については貸付され蕎麦を作付けされています。10月15日に聞き取り調査をしましたが、譲渡人の要望で農地と山林をセットで譲り受けてほしいとのことで、譲受人が譲り受けることとなったとのことです。譲受人は農業の経験は浅く草刈り等は行っておられますが、取得後の耕作は作業委託されるということでした。周辺への悪影響はありませんのでよろしくお願いします。

会長 それでは質疑に入ります。番号1番についてご意見ご質問等はありませんか。

3番 自らが全部耕作要件という観点から疑義があるような感じがありますが。これを例外とするような状況があるのか。

会長 法人等が作るうえで農地が他に行かないように預けるのであれば例外的に認めてきたが、そういう状況がないとすれば全部耕作要件についての問題点はある。この地域には法人格はないですね。

18番 ないです。

12番 他にも農地がありますが、建設会社の職員が耕作をされています。

20番 建設会社は農業をしているのですか。

会長 農業経営をしてもらうことが肝要でありまして、作業についてはどなたがされようが問題はないが、経営を誰がするのが問題である。譲受人が経営をすることになると作付計画等を把握して関わっていくのであればいいのでは。他にありませんか。

委員 (異議なし)

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号1番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委員 異議なし(挙手多数)

会長 挙手多数です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号2番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

16番 譲渡人は農業経験がないことから、この度譲受人に譲り渡すこととなったそうです。譲受人は農業機械を十分保有されており、耕起から収穫まですべて行っておられます。労働力も農繁期には息子さんが作業を手伝っておられます。また、周辺の農地への悪影響はありません。以上のことから、3条にかかる要件について何ら問題ないと判断しました。

会長 番号2番について質疑に入ります。ご意見ご質問等はございませんか。

職務代理者 譲渡人の経営規模が14,078㎡、今回申請面積が14,233㎡と多いがこの違いの説明をお願いします。

事務局 農業用施設の155㎡が経営規模面積に反映されておりましたので、譲渡人の農業経営規模面積を14,233㎡に訂正願います。

会長 それでは、譲渡人の農業経営規模面積を14,078㎡から14,233㎡に訂正してください。他にありませんか。

委員 (異議なし)

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号2番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委員 異議なし(挙手全員)

会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の承認について

会長 番号3番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

19番 申請地は山林、荒廢地に隣接しており有害鳥獣被害も多く5年前から作付けもされていない状況にあります。このような状況であることから太陽光発電設備を設置して農地の有効利用を図りたいとのことで、本申請に至ったとのこと。周辺農地への悪影響はないことから、許可相当と判断しました。

会長 それでは番号3番について質疑に入ります。ご意見ご質問等をお願いします。

委員 (異議なし)

会長 それでは採決に入ります。番号3番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委員 異議なし(挙手全員)

会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号4番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

21番 申請地については長年にわたり倉庫敷地の一部として利用されていたそうです。面積も狭小であり農地であるとは思っていなかったそうですが、このことが今回判明したことから本申請に及んだとのこと。周辺の農地への悪影響もありませんし顛末書を添付しての申請であり許可はやむを得ないと考えます。

会長 それでは番号4番について質疑に入ります。ご意見ご質問等をお願いします。

委員 (異議なし)

会長 それでは採決に入ります。番号4番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委員 異議なし(挙手全員)

会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号5番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

9番 申請地は申請人宅の北側で宅地より2m以上高い場所に位置しています。申請地は宅地、畑、道路に囲まれており周辺の農地への影響はありません。以上のことから許可相当と判断しました。

会 長 それでは番号5番について質疑に入ります。ご意見ご質問等をお願いします。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号5番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号6番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

1 2 番 ほ場整備事業で非農用地に換地された農地ですが、当時申請人の亡き父が農業用倉庫を建て現在まで利用されています。すでに建っていることから始末書を添付しての申請となっております。よって許可はやむを得ないと思います。

会 長 それでは番号6番について質疑に入ります。ご意見ご質問等をお願いします。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号6番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号7番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

1 2 番 申請人の宅地前には元々道路はなかったがほ場整備により道路ができたことから宅地との高低差が生じ法面保護のため擁壁を施工されています。すでに済んでいることからどうにもなりませんし、顛末書も添付されていることから許可相当と判断しました。また、周辺農地への影響もありません。

会 長 それでは番号7番について質疑に入ります。ご意見ご質問等をお願いします。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号7番について申請どおり許可して良い

と思われる委員の方は挙手をしてください。

委員 異議なし（挙手全員）

会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の承認について

会長 番号8番について事務局より説明をお願いします。

事務局 （議案を読み上げる。）

3番 周辺状況ですが、申請地北側は山林で樹木からの雨が畑をたたき、鳥獣外の被害が相当あり家庭菜園的に耕作をされていた畑を畑として利用することが難しくなってきたのであきらかに、檜10本、無花果2本を約1年前に植えたということで始末書を添付されております。宅地の左側も畑になっていますけど昨年5月総会の5番案件でやはり同じような理由で5条許可がされています。そういった関係で周辺の土地の整理、権利関係の整理をされておる一環で今回申請が上がっているとのことでもあります。始末書添付ですから追認ということになりますけども止む無しかな、という状況だと考えております。

会長 それでは番号8番について質疑に入ります。ご意見ご質問等をお願いします。

委員 （異議なし）

会長 番号8番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委員 異議なし（挙手全員）

会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号9番、番号10番については関連がありますので一括して事務局より説明をお願いします。

事務局 （議案を読み上げる。）

2番 9番案件、10番案件につきまして10月2日に依頼を受けられた行政書士に会い聞き取り調査を行いました。その後10月8日に現地あるいは関係者に直接会い経緯等々を聞き取りしました。9番案件につきましては、神社への駐車場ということがあります。お祭りの時等常時必要であることから申請されたものであり道路、宅地等に隣接していることから農地への影響はない場所であります。10番案件につきましては、譲渡人、譲受人は親戚関係にあり譲渡人は遠方に居住しており管理が難しいことから譲受人が譲受け管理をするとのことでした。この場所は30数年前に道路改良がされ同時期に宅地に塀を作られ庭として利用されており、その時は農地であることが分らなかったとのことあります。また自宅近くに駐車場が欲しいということから合わせて今回の申請に至

ったとのこととあります。道路、宅地に隣接しており周辺の農地への影響はありません。始末書も添付されております。

会 長 それでは番号9番及び番号10番について質疑に入ります。ご意見ご質問等をお願いします。

3 番 28ページの図面と29ページの図面を比較したときに、237-1は田となっているが配置図は道となっているが、この道というのは公道なのか私道なのか。

2 番 町道です。

3 番 登記が未処理のため現況地番図上では田となっているが、本当は道路が正しいとの理解でいいですね。

2 番 そのとおりです。

会 長 譲受人の住所が236番地2となっていますが、今回申請の駐車場や庭は238番地の宅地に隣接しているが、譲受人でなく第3者の宅地に駐車場や庭は隣接しているのですか。

2 番 第3者の方はここをお借りして住んでおられましたか、今は空き家となっています。

会 長 もともとは譲渡人の居宅だったのですか。それを譲受人が管理されているということですか。

2 番 そのとおりです。

会 長 他にございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号9番及び番号10番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号11番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

8 番 10月16日に現地において聞き取り調査をしました。譲渡人は長年町外に在住されており空き家となっていました。7～8年前から譲受人が借りて居住されておりましたが

売買で住宅を取得され、申請地は畑として耕作をされております。申請人は家族が多く駐車場が手狭であることから、この度、申請地を駐車場として利用したく本申請に及んだものです。周辺の農地への影響はありませんので許可妥当と判断しました。

会 長 番号11番について質疑に入ります。ご意見ご質問をお願いします。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号11番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号12番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

10番 10月16日に現地並びに譲渡人に聞き取り調査をしました。譲渡人は譲受人の義父にあたります。転用目的経緯につきましては、摘要欄のとおりです。申請地については現在、耕作はされていませんが防草措置をされた畑であります。事業目的、事業規模からみて妥当だと思います。周辺の農地への悪影響もないことから許可妥当と判断しました。

会 長 番号12番について質疑に入ります。ご意見ご質問をお願いします。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号12番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号13番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

14番 申請地につきましては以前より荒廃農地でありまして山林化したような状態でありました。譲渡人は以前から町外在住であり現在病気療養中であることから、譲渡人の家族及び譲受人に聞き取り調査をしました。内容につきましては摘要欄のとおりですが始末書添付とありますが、今年の初めに申請地を養鯉場にしたいと聞いておりましたが工事が始まっていることを地元の方から聞きましたので、2番委員と事務局とで現地確認し、工事中止を申し入れしました。そのための始末書添付となっています。計画面積の妥当

性ですが鯉の養魚においては適正な面積であると同時に、用水も適しているとのことでした。周辺農地等に係る悪影響もないことから許可相当と判断しました。

会 長 番号13番について質疑に入ります。ご意見ご質問をお願いします。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号13番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

議案第4号 農業用施設転用届について

会 長 番号14番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる)

5 番 10月16日に現地調査をいたしました。昭和60年には場整備が完了し申請地に農業用倉庫を建てられ現在も使用されています。手狭になり申請人が新たに農機具用の倉庫を建てようとしたところ、地目が畑になっていたことが判明したことから今回の届出に至ったとのことであり、以前から畑として利用されておられません。周辺農地への悪影響はなく始末書も添付されておりますので、受理妥当と判断しました。

会 長 それでは、番号14番について質疑を行いたいと思います。ご意見ご質問等お願いします。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号14番について農業用施設転用届を受理することに賛成いただける委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって届出を受理することに決定しました。

議案第5号 非農地証明申請について

会 長 番号15番について事務局より説明をお願いします。

- 事務局 (議案を読み上げる。)
- 9 番 10月16日に7番委員と5番委員と私の3人で現地確認をしました。申請地に隣接の水路より1m位高いところに位置し、隣は山林ですでに木が生えていて農業機械が入るような状況ではありません。14896-2は申請人宅裏で山の中であり、農地として利用できる状態ではないと3名一致した意見であり、受理妥当と判断しました。
- 会長 それでは番号15番について質疑に入ります。ご意見ご質問等お願いします。
- 委員 (異議なし)
- 会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号15番について非農地証明を発行することに賛成いただける委員の方は挙手をしてください。
- 委員 異議なし(挙手全員)
- 会長 挙手全員です。よって申請どおり非農地証明を発行することに決定しました。続いて番号16番について事務局より説明をお願いします。
- 事務局 (議案を読み上げる。)
- 12番 10月13日に18番委員と8番委員と私の3人現地調査をしましたが、1635番地はほ場整備より以前から荒れておりほ場整備により道路もなくなって現在は山林化しております。また、1574-1は宅地の近くではありますが、木が大きくなっており農地への復元は困難で道路もありません。以上のことから3名の一致した意見であり、受理妥当と判断しました。
- 会長 それでは番号16番について質疑に入ります。ご意見ご質問等お願いします。
- 委員 (異議なし)
- 会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号16番について非農地証明を発行することに賛成いただける委員の方は挙手をしてください。
- 委員 異議なし(挙手全員)
- 会長 挙手全員です。よって申請どおり非農地証明を発行することに決定しました。

議案第6号 農業振興地域整備計画の一部変更について

- 会長 事務局より説明をお願いします。

- 事務局 (議案を読み上げる。)
- 会長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。
- 3番 以前に農振除外をして転用許可を得て建築確認を県に提出したら却下されたとあり、事前に行政と協議してきているのに対応が悪いのではないかと連絡があった。農振除外の時等横の連絡を密にしてほしい。
- 事務局 担当課と連携をとるよう協議します。
- 会長 編入については中山間がらみで入れることがあります。ほとんどの除外は転用目的でありますので農振除外後、各申請をされると思いますがクレームが出ないよう担当地域の委員は内容をよく精査し案件が提出され質問等が出たときは説明ができるようお願いいたします。
他にご意見ご質問はございませんか。
- 委員 (異議なし)
- 会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。この件について可として意見を付すことにご賛成いただける委員は挙手をしてください。
- 委員 異議なし (挙手全員)
- 会長 挙手全員です。よって可として意見を付すことに決定しました。

議案第7号 農用地利用集積計画について

- 会長 事務局より説明をお願いします。
- 事務局 (議案を読み上げて説明。)
これらは、農業経営基盤強化促進法第18号第3項各要件を満たしていると考えます。
- 会長 農用地利用集積計画についてご意見ご質問等ございましたらお願いします。
- 委員 (異議なし)
- 会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。この件について可として意見を付すことにご賛成いただける委員の方は挙手をしてください。
- 委員 異議なし (挙手全員)
- 会長 挙手全員です。よって可として意見を付すことに決定しました。

議案第8号 農用地利用配分計画について

- 会 長 内容について事務局から説明をお願いします。
- 事 務 局 (議案を読み上げて説明。)
- 会 長 それでは農用地利用配分計画について質疑に入ります。この件についてご意見ご質問等ございましたらお願いします。
- 委 員 (異議なし)
- 会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。この件について可として意見を付すことにご賛成いただける委員の方は挙手をしてください。
- 委 員 異議なし(挙手全員)
- 会 長 挙手全員です。よって可として意見を付すことに決定しました。
以上で本日、提案いたしました案件につきましては終了します。

以上、相違ないことを証するため署名捺印をする。

平成 年 月 日

会 長

⑩

議事録署名者

⑩

議事録署名者

⑩